



9月12日提出 八地申第2号

「三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した 不当処分・不当転勤の撤回を求める」申し入れ 提出！！

JR東労組八王子地本は「会社の発展」を基礎として組合員の雇用と、その家族の生活を守るために様々な施策について、地本再建以降「今後の労使関係の基礎的条件として6項目」に則り、特に1項の「労使間の諸問題は速やかに団体交渉における話し合いにより解決すること」で八王子支社と議論を積み上げてきました。労使で様々な課題を乗り越えてきたと考えます。

そのような中、2024年4月15日に三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で、管理者のパワハラが社員の暴力行為にすりかわり、事実経過についても正確に伝えているにもかかわらず、支社からの事情聴取、首都圏本部からは反省の強要の事情聴取が行われました。その後、突如として2024年7月24日に当該組合員に対して「20日間出勤停止する」と「ジェイアールバステックへ出向の事前通知」が行われました。

懲戒処分を実施する際には、その「合理性」や「社会通念上の相当性」が求められます。しかし今回発令された懲戒処分の対象となった事象について、当該組合員に対して事実経過もあるにも関わらず、述べている事実や主張が一切認められることなく、事実確認も不十分であり、極めて事実誤認がある中で発令された「懲戒処分」であり「合理性」や「社会通念上の相当性」がなく、懲戒権の濫用とも捉えられかねない事象です。さらに発令の事由に「管理者との面談中に管理者の指示に従わず退室を試みた際、制止した管理者を突き飛ばし」とありますが、これは全くの事実誤認であり、退室をしようとした際に副長が当該組合員を突き飛ばし、強い力で当該組合員の肩を押さえつけ首を圧迫したため、当該組合員は恐怖と苦しみのあまり耐え切れなくなり、無我夢中で振り払ってその場から逃げようとしたのが真実です。処分発令同日の2024年7月24日に異動発令を行うこと自体が、二重処分であり容認することは出来ません。

会社経営が持続可能な発展を成し遂げるためには、そこに働く人たちが会社を信頼し業務を遂行できる風土が必要です。しかし、このように事実誤認がある中で懲戒処分を発令する行為により、社員と会社の信頼関係は崩壊し、ひいては世の中からのJR東日本の信頼は大きく失墜する可能性も孕んでいます。

そのため、事実経過を明らかにし、今回の不当処分・不当転勤を直ちに撤回し、安心して業務遂行できる職場を構築していくために下記の通り申し入れますので、誠意ある回答と早急な労使議論の場をつくるよう強く要請します。

【申し入れ項目】

- 2024年4月15日に三鷹営業統括センター武蔵小金井駅で発生した事象について、時系列を明らかにすること。
- 2024年5月14日に行われた当該組合員に対する首都圏本部からの聞き取りの内容を明らかにすること。また、反省の強要で書かされた状況報告書を破棄し、今後、反省の強要は行わないこと。
- 今回の事象について、事実経過について疑義が生じており「20日間出勤停止する」は、極めて事実誤認がある中で発令された「懲戒処分」であり、社会通念上相当でないことから、労働契約法第15条の趣旨に則り撤回すること。また、処分発令と同時に行われた「ジェイアールバステックへ出向」についても「一事不再理の原則」に則り撤回すること。

八王子地本は職場の仲間と共に決起し、 会社姿勢に抗する闘いを創り出します！